

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和4年8月26日(金)
会議時間 10時00分開会 11時28分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：中島里司 副委員長：山下清美
委員：鈴木孝寿、口田邦男、高橋政悦
議長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員 副町長：山本 司
総務課長 神谷昌彦、総務課長補佐 野々村徹、行政管理係長 岡田裕二
- 6 議 件
 - (1) 令和4年第6回町議会定例会の運営について
 - ① 予定議案等(町・議会)の説明
 - ② 審議方法等について確認
 - ③ 会期日程の確認
9月7日(水)～22日(木) 16日間
 - ④ 陳情、請願、意見書等について
 - ・ 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
(北海道町村議会議長会等からの要請)
 - ⑤ 9月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について
 - (2) 議会報告会と町民との意見交換会のまとめについて
 - (3) 議会モニター会議について
 - (4) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長：おはよう。早いもので今年も定例会 3 回目。9 月定例会の議題に関して本日打ち合わせを願うわけであるが、天候不順の中お集まりいただいた事に感謝申し上げます。

なお、鈴木委員においては若干遅れてくるという連絡があった。それでは、本日の議会運営委員会を開会する。議件に沿って進めていきたいと思う。

(1) 令和 4 年第 6 回町議会定例会の運営について

① 予定議案等（町・議会）の説明

委員長：まず、(1) 令和 4 年第 6 回町議会定例会の運営についてということでお諮りする。

① 予定議案等の説明について、町と議会事務局長のほうから、それぞれ内容等説明をいただきたいと思うがよろしいか。

それでは、はじめに副町長よろしく願います。副町長。

副町長：9 月定例会の予定議案等について、説明をさせていただく。配布している議案をご覧ください。まず、報告議案は 2 件を予定している。決算関連で地方財政健全化法の規定に基づく報告である。報告第 1 号として健全化判断比率、第 2 号として資金不足比率について、算定表及び監査委員の意見書を添付し報告する。続いて令和 3 年度の決算認定議案である。認定第 1 号の一般会計から、認定 6 号の下水道事業会計までの 6 会計についてである。決算書の他に、資料として主要政策成果表を配布している。決算関連は以上である。条例の一部改正が議案第 69 号から第 77 号までである。今回新規条例はないので全て一部改正と廃止の条例である。概要を申し上げます。議案第 69 号、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正は公職選挙法施行令が 4 月に改正され、物価の変動等に鑑み、選挙運動用自動車の使用等に要する経費に係る限度額を引き上げる内容の改正です。続いて議案第 70 号、清水町課設置条例の一部改正、議案第 72 号、清水町立学校設置条例の一部改正、議案第 73 号、清水町学校給食センター条例の一部改正、議案第 74 号、清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正、議案第 75 号、清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部改正、議案第 77 号、清水町保育所条例の廃止、この 6 件は、令和 5 年 4 月 1 日より、清水幼稚園とすみず保育所を統合し、新たに幼保連携型認定こども園を開設することから、関連条例の一部改正及び保育所条例の廃止を行うものである。議案第 71 号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、国家公務員の育児休業に関する人事院規則が改正されたことから、

準拠している条例の一部改正を行うものである。議案第76号、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正は、令和4年10月1日より、後期高齢者医療制度において自己負担2割の区分が追加となることから改正を行うものである。続いて補正予算である。議案第78号から第83号は、令和4年度一般会計ほか6会計の補正である。一般会計予算について説明する。10ページをご覧ください。歳入から説明する。1款2項1目固定資産税は、現年度課税分賦課決定により3,000万円の追加。3項2目軽自動車税種別割も、現年度課税分賦課決定により100万円の追加。10款地方特例交付金は、交付金の決定に伴い99万1千円の追加。11款地方交付税は、普通交付税の決定に伴い1億6,104万円の追加。11ページへ参る。14款2項2目民生手数料は、高齢者等短期入所日数の増加に伴い24万円の追加。15款1項1目1節老人福祉費負担金は、過年度分低所得者介護保険料軽減事業負担金の確定により4万円の追加。2節障害福祉費負担金は、過年度分障害者自立支援給付費負担金の確定により334万8千円の追加。2目2節 保健予防費負担金は、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種に係る国庫負担金として、2,084万1千円の追加。2項1目 総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の決定により7,029万円の追加。2目民生費国庫補助金は、障害者自立支援給付審査支払システム改修に係る補助金として21万2千円の追加。3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種体制確保事業費補助金として1,863万5千円の追加。12ページに参る。4目2節 除雪対策費補助金2,267万円の減額は、社会資本整備総合交付金、除雪機械分の交付決定による減額。3節 道路新設改良費補助金1,562万5千円の減額は、社会資本整備総合交付金、道路改築分の交付決定による減額。16款1項1目2節老人福祉費負担金は、過年度分低所得者介護保険料軽減事業負担金の確定により2万円の追加。3節 障害福祉費負担金は、過年度分障害者自立支援給付費負担金の確定により167万4千円の追加。2項2目9節 高齢者世帯等生活支援給付金費補助金は、コロナ禍における原油・物価高騰の影響を受ける低所得の高齢者世帯等の支援事業に対する補助金492万6千円の追加である。4目1節 農業委員会費補助金31万8千円の追加は、農地利用状況調査や権利移転・農地転用等の事務効率化のためタブレット端末導入に対する補助金である。3節 農業振興費補助金2億2,353万4千円の追加は、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金の内示による補正である。詳細については歳出で説明する。13ページに参る。4節 土地改良事業費補助金289万3千円の追加は、小規模土地改良事業として行う明渠排水維持管理工事に対する補助金の交付見込みによる補正である。6節 町有林整備費補助金は11万5千円の追加は、森林地理情報システム保守に対する補正である。5目 商工費道補助金1,700万円の追加は、プレミアム付き商品券発行支援事業に対する補助金の補正である。17款1項2目 利子及び配当金93万円の追加

は、清水町森林組合出資配当の確定による補正である。18款1項2目 特定寄付金1千円の追加は、寄付1件に伴う補正である。14ページへ参る。20款 繰越金は、令和3年度決算確定に伴い1億7,816万8千円の追加である。21款4項3目3節27番 自動車事故共済金452万2千円の追加は、1月に発生した除雪車両物損事故に係る補正である。42番 経営継承・発展支援事業補助金500万円の追加は、経営移譲農業者の増加に伴う補正である。145番 全国町村会総合賠償保障保険金16万4千円の追加は、4月に発生した町営育成牧場内の北電電柱電線破損事故に対する保険金の補正である。22款1項2目土木債3,830万円の追加は、国庫補助金減額に伴う町債の変更である。4項 臨時財政対策債4,095万円の減額は、発行可能額の確定による補正である。15ページへ参る。歳出の補正である。2款1項3目 財産管理費の工事請負費の追加は、町が普通財産として貸し付けしている旧松沢小学校の窓が老朽化による隙間ができ、室内に砂ぼこりなどが侵入することから改修を行うもので530万2千円の追加。また、旧下佐幌小学校についても、老朽化により雨漏りが発生していることから屋上防水改修工事を行う必要があるため1,210万円の追加。6目企画費12万7千円の追加は、ご当地ナンバープレート導入に関するアンケート調査を十勝町村の住民を対象に行うことになり、町民800人分のアンケートはがきの印刷経費と郵便料の追加である。2項1目 徴税費200万円の追加は、個人町民税及び法人町民税の過年度還付金に不足が生じる見込みのための補正である。16ページに参る。3項1目 戸籍住民基本台帳費148万9千円の減額は、戸籍総合システムのクラウド化を行い10月から新システムで運用する予定であったが、電算機器の半導体不足で納期が遅れることから、今年度中はこれまでのシステムを継続して使用するための予算の組み替えである。4項4目町議会議員選挙費11万4千円の追加は、条例改正により選挙運動費用の公費負担増に伴う補正である。17ページに参る。3款1項3目 老人福祉費6万円の追加は、過年度分低所得者介護保険料軽減負担金の確定に伴う繰出金の補正である。4目 障害者福祉費132万7千円の追加は、障害者福祉システム改修業務委託料で令和5年度からデータベース稼働に向けた改修費として42万5千円の追加と、障害者支援事業で令和3年度障害者等医療費負担金の確定に伴い、国費道費負担金返還金90万2千円の追加である。5目 在宅支援費121万9千円の追加は、高齢者等短期入所施設利用日数の増加に伴う委託料の補正である。6目 老人福祉センター運営費81万9千円の追加は、床下点検口の老朽化による改修工事の補正である。18ページに参る。13目 高齢者世帯等生活支援給付金費3,940万8千円の追加は、コロナ対策の臨時交付金等を財源に、原油・物価高騰の影響を受ける低所得の高齢者世帯・障がい者世帯・子育て世帯・生活保護世帯合わせて1,270世帯へ3万円を給付し支援する補正である。なお詳細については、別にお配りしている予算に関する説明資料事業番号01に記載している。18ページ下から19ページに参る。2項1目 児

童福祉総務費292万5千円の追加は、令和3年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費の確定に伴う国庫道費補助金返還金の補正である。2目 保育施設運営費97万2千円の追加は、令和3年度子ども子育て支援交付金等の確定に伴う国庫道費補助金返還金の補正である。6目 児童療育支援費57万円の追加は、令和3年度障害者医療費負担金等の確定に伴う国庫道費負担金返還金の補正である。7目 子育て世帯等臨時特別支援金215万9千円の追加は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費の確定に伴う国庫道費補助金返還金の補正である。20ページに参る。4款1項1目 保健衛生総務費18節負担金、補助及び交付金33万円の追加は、今年度の帯広厚生病院運営費補助金の確定に伴う補正である。27節の繰出金1,699万4千円減額は、令和3年度特別会計の決算確定などに伴う補正である。2目 保健予防費5,082万円の追加は、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種に係る委託料及び事務経費の補正である。22ページに参る。22節10番 国庫道費補助金返還金であるが、令和3年度新型コロナワクチン接種費用の確定に伴う返還金の補正である。5目 公衆浴場管理費30万円の追加は、公衆浴場小修繕箇所の増加に伴う補正である。4款2項1目 清掃費は、特定寄付金の補正に伴う財源内訳のみの補正である。23ページに参る。6款1項1目 農業委員会費31万8千円の追加は、国の方針を受け農地利用状況調査や権利移転・農地転用等の事務にタブレット端末を導入運用する経費の補正である。3目 農業振興費2億7,088万4千円の追加は、18節33番施肥適正化推進事業補助金で、十勝清水町農協が取り組む土壌分析件数が、肥料高騰対策により増加が見込まれることから135万円の追加。46番 経営継承・発展支援事業補助金1,000万円の追加は、経営移譲を受けた後継者に対する省力農作業機械等の購入に対する補助件数の増加見込みによる補正。49番 持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金2億2,353万4千円の追加は、十勝清水町農業協同組合が事業主体として行う、種ばれいしょのり病率低減事業、省力作業機械の導入事業等が国の内示を受けたことによる補正である。50番 清水町化学肥料購入支援金給付事業補助金3,600万円の追加は、コロナ対策の臨時交付金を財源に、化学肥料高騰対策として北海道が独自に支援する補助制度と同じ内容で、町としても化学肥料1トン当たり3,125円を補助するための補正である。詳細は、別にお配りしている予算に関する説明資料事業番号02に記載している。24ページへ参る。5目 牧場費16万4千円の追加は、牧場施設管理中の北電電線に損害を与えた事故に対する賠償金である。6目 土地改良事業費638万6千円の追加は、大雨被害による明渠排水路の土砂上げと農地の浸食被害を防止する工事費の補正である。7目 農業用水管理費155万2千円の追加は、農業用水施設・管理の修繕箇所の増加による補正と大雨の影響による水源の清掃回数の増に伴う委託料の補正である。25ページへ参る。2項2目 町有林整備費は、特定財源内訳のみの補正である。7款1項1目 商工振興費5,190万5千円の追

加は、18節35番清水町商工業活性化店舗開店等支援事業補助金で、申請件数の増により200万円の追加。36番 地域活性化商品券事業補助金は、10月発行分について北海道の補助金を活用し、プレミアム率を当初の20%から30%に引き上げ、さらにコロナ対策の臨時交付金を財源に、発行組数を当初の13,000組から17,000組へ増発するための経費等として3,860万5千円追加するものである。詳細は、別にお配りしている予算に関する説明資料事業番号03に記載している。45番 清水町中小企業等影響緩和特別支援金600万円の減額は、当初、国や道の支援金事業が打ち切られた際の支援として予算化していたが、国・道において事業継続されたことから減額するものである。46番 清水町起業等スタートアップ支援事業補助金230万円の追加は、申請件数の増に伴う補正である。48番 清水町事業者等事業継続緊急支援給付金1,500万円の追加は、北海道がコロナ禍で売上が20%以上減少し、かつ原材料等の価格高騰の影響を受ける中小・小規模事業者等へ補助金による支援を行っているが、本町もコロナ対策の臨時交付金を財源に、事業者向けの緊急支援として中小・小規模事業者へ10万円、個人事業者へ5万円を給付し支援を行うための補正である。詳細は、別にお配りしている予算に関する説明資料事業番号04に記載している。26ページに参る。8款2項1目 道路維持費815万3千円の追加は、大雨被害による道路補修工事及び砂利購入費の補正である。2目 除雪対策費452万2千円の追加は、除雪車両事故の修繕料及び北電電柱に対する賠償金の補正である。3目 道路新設改良費は、特定財源内訳のみの補正である。27ページへ参る。10款1項2目 教育振興費72万6千円の追加は、タブレットパソコン修繕費の増加による補正である。3目 教員住宅費41万8千円の追加は、給湯ボイラー等の修繕箇所の増による補正である。28ページに参る。13款2項1目 基金費は2億5,786万円の追加である。令和3年度決算剰余金と今回の補正予算調整額としての積立金の補正である。以上が一般会計補正予算の内容である。なお、特別会計は、決算剰余金に伴う補正予算が主なものである。その他の議案である。議案第84号は損害賠償の額の決定及び和解についてである。今年1月に行政報告させていただいた、除雪車両による物損事故に関して、電柱を所有する北海道電力に対する賠償金額が確定したので、議決を求めるものである。続いて議案第85号も同様である。これについては、今年4月に行政報告させていただいた、町営育成牧場敷地内の立木伐採作業中の物損事故に関して、電柱電線を所有する北海道電力に対する賠償金額が確定したので、議決を求めるものである。最後に議案第86号、人事案件である。教育委員会教育委員の任期が、現在1期目の川端和仁委員が、9月30日で任期満了となることから、再任の提案をさせていただく。以上が本日お配りしている議案である。この他に、開会日の配布予定の議案として、工事請負契約の締結について2件を予定している。いずれも入札が8月30日となることから、開会日に配布予定とさせていただく。工事の内容は、

清水終末処理場の機械設備工事契約、もう1件も、清水終末処理場の電気設備工事契約になる。いずれも入札の予定価格が5,000万円の議決要件を超えることから、開会初日に提案させていただきたいと思っている。この他に、行政報告を3件予定しており、1件は補正予算に関連するが、新型コロナウイルスワクチンの接種状況及び追加接種の内容について、2件目は8月15日から16日にかけての大雨による被害状況について、3件目は農産物の生育状況等について、調査日が9月1日に調査する予定である。その結果について報告をさせていただきたいと思う。以上、9月定例会の主な予定議案の説明とさせていただきます。

【途中、鈴木委員着席】

委員長：ありがとう。引き続き、議会関係について事務局長、お願いします。

事務局長：議会関係の予定議案について、御説明を申し上げます。

まず、委員会報告として、所管事務調査報告を総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会から、所管事務等調査の申し出について各常任委員会、議会運営委員会から、意見書については、北海道町村議会議長会から国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について要請が来る予定である。議長会から文書発送の連絡は来ているが、まだこちらの方に文書が到着していないため本日資料添付していないが、予定案件として報告させていただく。また、議員の派遣について10月4日に予定している清水高校の模擬議会事前学習、これまで全議員で参加してきており、同様に全議員参加についての議員派遣について提案をする予定になっている。以上である。

委員長：それでは、それぞれの委員の方に何かあれば御意見をいただきたいと思うがあるか。

(なしという声あり)

②審議方法等について確認

委員長：この結果を踏まえて午後からの全員協議会ということである。次に、議件の2番目審議方法について確認をさせていただく。決算その他の条例の一部改正、補正予算、一般議案は今までと同様に本会議審査としたいと思うがよろしいか。

(はいという声あり)

③会期日程の確認

委員長：それではそのようにする。次に、議件の3番、会期日程の確認についてお諮りする。現時点ではおおよその日程になると思うが、執行側に聞くが条

例、一部改正、補正予算、一般議案などについて審議日程の要望、特に早く結審をしてもらいたいというものがあれば改めて確認をさせていただきたいと思う。副町長。

副町長：補正予算である。議案第78号から第83号についてあるが、できたら開会初日の審議をお願いしたい。理由としては、先日の大雨で道路・河川・明渠排水等の修繕工事を一部既定予算の中で実施している。ただ、既定予算の中で全て終わられるようなものでなく、修繕工事費など一部砂利等の原材料費の購入等についての経費を計上させていただいている。今後の大雨に備える意味からもできれば速やかに整備を終わらせたい。2点目として、コロナ禍における価格高騰等緊急経済対策事務を、速やかに取り進めたいこと。もし早めに審議いただけるとなれば、議案第69号、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び損害賠償の額の決定及び和解についての議案がセットになる。以上をお願いしたい。それと、本日お配りしてないが、工事請負契約の締結を開会初日に2件提出させていただく予定である。仮契約をして、速やかに本契約に移りたいということで、工事請負契約の締結議案についても初日に審議をお願いしたい。よろしく願います。

委員長：只今、副町長から審議日程について定例会初日に議案第78号から83号、そして、それに関連するもので議案第69号、当日配布の工事請負契約87号、88号について初日に審議願いたいという申し出である。これに何かご異議ありませんか。鈴木委員。

鈴木委員：補正予算の中に政策予算が入ってくるので、本来であれば一般質問してからの審議というのが今までお願いしていたところではある。今回特に緊急を要するというか、できるだけ早い方がいいと理解をしているが、それをわかっていた上で今後ともお願いしたいということと、お盆に大雨の被害があつて、その緊急部分があるということも承知している。臨時やるならどんどんやっていただいた方がいいのかなと私は思っているので、遠慮なく臨時を開いていただいてやっていただければと思うのでよろしく願います。

委員長：意見として賜っておく。副町長からの申し出を受けて、先ほど申し上げた件について初日審査ということでよろしいか。

(はいとの声あり)

委員長：異議なしと認める。今、執行側と議会側からのそれぞれ説明をしていただいた。町提出及び議会提出の議案等を考慮して、現状でのおおよその日程について、案を事務局に作っていただいているので、局長から説明をいただきたい。局長。

事務局長：只今の確認を踏まえて、会期、期間中の日程概要について説明する。9月定例会、会期初日は9月7日火曜日、午前10時より開会となる。議会運営委員会からの委員長報告の後、行政報告を3件、次に報告第1号、健全化判断比率の報告について、同じく第2号、資金不足比率の報告について、そして

補正予算と関連の案件ということで、条例の一部改正、議案第69号、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、そして、令和4年度の一般会計以下6会計の補正予算として、議案第78号の一般会計第4号、議案第79号、国民健康保険特別会計第2号、議案第80号、後期高齢者医療保険特別会計第2号、議案第81号、介護保険特別会計第2号、議案第82号、水道事業会計第2号、第83号、下水道事業会計第2号、その他の議案で議案第84号の損害賠償額の決定及び和解について、同じく議案第85号の損害賠償額の決定及び和解について、以上を日程合わせて提案審議をしていただくことになる。そして、当日提出予定ということで工事請負契約の締結についての2件、これを初日9月7日に行うことになる。また、議会関係からは総務産業、厚生文教常任委員会からの所管事務調査の報告を行う。なお、この日関連の会議であるが、例年、議員会の役員会を昼休みに開催をしている。また、本会議の終了後に総務産業、厚生文教常任委員会を開催して所管事務調査の申し出についての内容を検討していただく予定である。9月8日から12日までは休会とする。それから、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会の開催予備日として9月16日までのそれぞれの審議日程後に案件があれば検討いただく予定としたい。9月13日、14日については一般質問。こちらについては今後通告を受けて、それによって調整をするが、二日間で予定をして14日の一般質問終了後に全員協議会を予定したいと思う。こちらについては道議長会から要請がきている意見書についての検討。今後請願等があればそれについての対応等についてもご協議いただくことになろうかと思う。そして、9月15日、16日については令和3年度一般会計以下6会計の決算の審議を行っていただく。9月17日から21日までは休会とする。なお9月21日については決算審議が伸びた場合の予備日ということで予定をしていきたい。最終日は9月22日となる。条例の一部改正については議案第70号から77号までの8件、人事案件について教育委員会委員の任命についての議案第86号を審議していただく。議会関係では意見書、所管事務調査の申し出、議員の派遣の案件を審議いただき全日程となる。会期は以上を勘案して9月7日から22日までの16日間を予定し、次回8月31日午後2時から一般質問の通告状況、追加議案等をみた上で決定して参りたいと考えている。以上。

委員長：ありがとうございます。只今、局長のほうからおおむね現状での会期について、日程について説明いただいた。本日は今報告のとおりとして認めていただいでよいか。

(はいとの声あり)

委員長：認めていただいたということで、最終決定は次回の一般質問通告後、改めて審査をしていただきたいと思う。

④陳情、請願、意見書等について

委員長：次に、陳情、請願、意見書等についてお諮りいたしたいと思う。局長

事務局長：陳情、請願、意見書等ということで資料の方には、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について、北海道町村議会議長会等からの要請ということで項目をあげている。先ほども説明したが、これに関する正式な文書がまだ未達である。資料がないところで大変申し訳ないが、北海道道路整備促進協会及び北海道治水砂防海岸事業促進同盟の要請について道議長会を通じて意見書についての要請が来る予定となっている。今回の定例会にこの意見書、従前で行くと道議長会の要請については意見書として取り上げているということがあるので、今定例会での提出に向けて所管の常任委員会、総務産業常任委員会として協議いただくことでよろしいかの確認をお願いしたいと思う。

委員長：ありがとう。今説明いただいたとおりでよろしいか。

(はいとの声あり)

委員長：そのように決定させていただく。担当の常任委員会よろしく願います。

⑤6月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について

委員長：次に、議件⑤、9月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応についてを局長から説明願います。

事務局長：9月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応についてということで、資料をお配りしている。内容的には6月の定例会と同様になっている。現在第7波が拡大をしているところであるが、従来の感染対策を踏襲していきたいと考えている。傍聴席については現在3列のうち真ん中の1列を完全に封鎖しているが、傍聴者が張り紙してあるところにもお掛けになる場面が見えている。今、ホール等の収容している事業については着席の制限はないところである。ただ、一般の待合室等の座席については距離を空けるために一席飛びにしているところであるので、議場の傍聴席については全列一席おきに配置をして傍聴者の受け入れを増やしつつ感染対策に対応していきたいと考えている。以上。

委員長：ありがとう。只今の件についても局長からコロナ対策について説明があった。傍聴者を少し増やせるようにしていきたいということであるが、これについて何かご意見あるか。

(なしとの声あり)

委員長：ないようなので、今説明していただいたとおり議会としては対応していただくということにしたいと思う。以上で執行側の同席をいただいて審議することは終わったので、ここで副町長以下、執行側にはご退席いただいて結構で

ある。ありがとう。ご苦勞様。暫時休憩する。

【休憩 10:54】

【再開 10:55】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。

⑥その他

委員長：議件⑥、その他に入る。これについても局長から説明願う。

事務局長：第6回定例会関係のその他ということでお知らせをしたいと思う。一般質問の初日、9月13日に清水高校生の傍聴が予定されているのでお知らせする。また、例年9月定例会の閉会日に実施をしている議友会とのパークゴルフ大会、懇親会については、議友会の方から第7波の感染状況を見て、今年の実業については議会の傍聴、パークゴルフ、懇親会全て中止にしたいとお話をいただいている。こちらについては議員会の方にも確認して参りたいと思う。以上。

委員長：今、傍聴の関係と議友会の申し出がありました。これについては局長から報告していただいたとおりということでしょうか。

(はいとの声あり)

(2) 議会報告会と町民との意見交換会のまとめについて

委員長：次に、議会報告会と町民との意見交換会のまとめについてであるが、これについても局長から願う。

事務局長：議会報告会と町民との意見交換会のまとめに関する資料を配布している。清水・御影の会場とアンケートを別葉にした形で町民からのご意見、会場での答弁、議会としての対応の案として表を作っている。事務局の方でベースを作り委員長の許可を頂いて、今日資料として出しているわけであるが。それぞれ会場で出た意見に対して、どのように報告会のまとめとして対応していくかというところをご確認していただきたいと思う。それぞれ検討いただく項目については今後の常任委員会及び議会運営委員会の方で検討して結論を出していく。あるいは執行側への確認を進めていくような手順になろうかと思うのでご確認のほど願う。

(資料に基づき確認)

(3) 議会モニター会議について

委員長：局長から資料について説明をいただいた。それぞれの常任委員会よろしくお願
いする。次に、議会モニター会議についてお諮りする。会議のテーマについ
て、前回委員会の中で協議テーマを設けるべきとの意見があり、開催に向け
て協議テーマ2、3点の確認をしたいと思うが、何か持ち合わせあるか。合
わせて開催時期についても協議願う。

鈴木委員：年1回以上だったか。

事務局長：年2回程度となっている。

委員長：1回目は現議員で対応し、2回目については新議員で協議していただくとい
うことにしたいと思う。10月の末から11月として、それまでにテーマを考え
ていただくこととしたい。

(4) その他

委員長：次にその他、次回の委員会は8月31日の午後2時から議会運営委員会を開く
ということによろしいか。

(はいとの声あり)

委員長：その他に、局長から新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応
について説明を願う。

高橋委員：全員協議会でも同じことやるのか。

事務局長：全員協議会でも話はする。

高橋委員：議会運営委員会ではやりますという話だけでいいのでは。

委員長：この件については全員協議会で同じ説明を受けるという事なのでいいのでは
とのことであるが。

事務局長：1ページと最終ページだけ説明させていただきたい。

(資料に基づき説明)

委員長：それでは、全員協議会でまた説明を受けたいと思う。以上で終わらせていた
だく。どうも御苦労さま。

【閉会 11:28】